

社会福祉士用

令和7年度 実務経験証明書

※は記入しないでください。

※学籍番号		※受験番号	
-------	--	-------	--

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類	1年次入学	2年次編入学	3年次編入学
-------	-------	--------	--------

聖徳大学学長 殿 証明書作成日 令和 年 月 日

法人の名称			
施設・事業所・機関所在地	〒		職印
電話番号	— —		
施設・事業所・機関代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印

この実務経験証明書を証明権限を有する代表者（理事長、施設長等）に作成してもらったときは、この証明書とこの様式の付いていた『聖徳大学実習免除リーフレット』を見せて証明してもらってください。

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験の受験資格に係る相談援助の業務に従事した（従事する見込みである）ことを証明します。

フリガナ				生年月日			
氏名				<input type="checkbox"/> 昭和	年	月	日生
施設・事業所・機関の名称				<input type="checkbox"/> 平成			
施設(事業)等種類				施設・職種コード			
職種(受験資格該当職名)							
従業期間	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年		月		日から
	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成・ <input type="checkbox"/> 令和		年		月		日まで
実習免除に必要な従業期間は、1年以上となります。1年以上に満たない方は、1年の従業期間を満たす見込みの日までを記入してください。（春学期生として出願する場合は令和7年3月31日までに、秋学期生として出願する場合は令和7年9月30日までに1年以上の期間を満たすことが必要となります。）							

※施設種類、職種、施設・職種コードについては、「相談援助の業務の範囲」（3～6頁の一覧表を参照）に掲載されているとおりご記入ください。それ以外の名称や名称を省略したものは、認められません。
 実務経験として認められる職種が「相談援助業務を行っている○○」と掲載されている施設種類においては、職種欄にそのまま記入してください。
 ※訂正された場合は、施設・事業所・機関の公印を押印してください。修正液は使用しないでください。
 ※実務経験が複数に分れる場合は、用紙をコピーして、複数枚の実務経験証明書に分けて、証明を受けてください。
 ※＜申告書＞と＜証明書＞は、整合性が取れていることを確認してください。

裏面のチェックシートも記入してください。

申請された実務経験や職種が事実と異なった場合は、国家試験の受験資格が得られなかったり、資格取得後に資格を取り消される場合があります。十分注意して、申請を行ってください。

記入例

社福様式2

社会福祉士用

令和7年度 実務経験証明書

※は記入しないでください。

※学助番号 ※受験番号

該当する箇所に○をつけてください。

入学の種類 1年次入学 2年次編入学 3年次編入学

聖徳大学学長 殿 証明書作成日 令和6年12月/日

法人の名称	社会福祉法人 福祉会	
施設・事業所・機関所在地	千葉県松戸市南台1169	
電話番号	047-1234-5678	
施設・事業所・機関代表者	施設長	鏡沢 太郎
証明書作成者	事務局長	助川 一郎

公印を捺印すること。

次の者は、以下のとおり、社会福祉士国家試験に従事した（従事する見込みである）ことを証明し

フリガナ	SAITOH HANA
氏名	聖徳 花子
施設・事業所・機関名称	社会福祉法人 福祉会 三和の家
施設（事業）等種類	就労支援施設
職種（受験資格該当職種名）	生活支援員
施設・職種コード	1301

「相談援助の業務の範囲」で該当するコードを記入してください。
※記入例を参考にしてください。

就業期間 昭和 平成 令和 27年 4月 / 日から 6年 12月 / 日まで

訂正する場合は、訂正印を押してください。

現在も勤務を継続している場合は、証明書作成日を記入してください。

<申請書>と同じ表記で必ず記入してください。

申請チェックシート

実務経験証明書を記入後に下記項目を確認し、確認欄に✓点を記載してください。

項目	確認欄
証明書作成日の記入はされていますか。	
法人および施設・事業所・機関名称の記入はされていますか。	
証明する施設・事業所・機関の所在地の記入はされていますか。	
施設（事業）等種類は一覧表（3～6頁）の記載と同じですか。	
職種は一覧表（3～6頁）の記載と同じですか。	
施設・職種コードの記入はされていますか。	
従業期間は記入されていますか。	
施設・事業所・機関代表者の公印の捺印はされていますか。	
下記の注意事項の内容を確認されていますか。	
訂正箇所は施設・事業所・機関代表者の公印が押印されていますか。	

【注意】

社会福祉士の実習免除に必要な相談援助業務の内容

社会福祉士の実習免除を申請するには、福祉に関する相談援助業務を下記のとおり実施している必要があります。

- ・当該施設と雇用関係を有し、常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である方を含む。）で従事した方

（注意）

- *「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。
- *「指導員」「訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「児童指導員」のうち、「入居者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- *「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）